

令和元年7月3日  
HPCI計画推進委員会

HPCI計画推進委員会における評価の実施にかかる利害関係者の範囲について

HPCI計画推進委員会（以下、委員会という。）における評価の実施にかかる利害関係者の範囲を次のとおりとする。

- ①評価対象課題に参画している者
- ②被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③利害関係を有すると自ら判断する者
- ④委員会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

以上

「第10期研究計画・評価分科会における研究開発プログラム評価の試行的実施と研究開発課題の評価の実施について」(抄) (平成31年4月17日 研究計画・評価分科会決定)

4. 留意事項

(1) 利害関係者の範囲

評価を実施するに当たっては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。分野別委員会では、各課題の趣旨や性格に応じてあらかじめ利害関係となる範囲を明確に定めることとする。利害関係を有する可能性のある者を評価に加える必要がある場合には、その理由や利害関係の内容を明確にする。

また、分科会で評価結果を決定するに当たっては、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

- ①評価対象課題に参画している者
- ②被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③利害関係を有すると自ら判断する者
- ④分科会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者